

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉	〇自衛官募集	一	〇遊漁規則の変更認可	一
	〇県営土地改良事業の換地処分	二	〇土地改良事業計画の適否決定	二
	〇半島振興法に基づく町道の工事の完了	二	〇土地地区画整理組合の事業計画の変更	二
〈公 告〉	〇開発行為に関する工事の完了	三	〇特定調達契約に係る落札者等の公示	三
	〇監査結果公告	三	〇監査委員公告	三

告 示

奈良県告示第三百四十一号

平成十六年度第三次募集期の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集要領は、次のとおりである。

平成十六年十月五日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 応募資格
採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子
- 二 募集期間
平成十六年十月一日から同年十二月三十一日まで
- 三 試験時期

四 受付時に自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日
試験場の名称及び所在地
航空自衛隊幹部候補生学校
奈良市法華寺町一五七八

五 試験種目
筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

六 採用時期
自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日

七 志願票用紙の交付場所及び志願票の提出先
住所地为管轄する市町村役場及び八の1から5までの場所

八 連絡先の名称及び所在地

1 自衛隊奈良地方連絡部

奈良市高畑町五五二 奈良第二地方合同庁舎内
電話（〇七四二―二三―七〇〇一）

2 自衛隊奈良地方連絡部奈良募集案内所
奈良市高天市町一一 高天飯田ビル二階
電話（〇七四二―二七―五七〇一）

3 自衛隊奈良地方連絡部天理募集案内所
天理市川原城町七九六 海老山ビル四階
電話（〇七四三―六三―二五四〇）

4 自衛隊奈良地方連絡部橿原募集事務所
橿原市久米町六六一 大和開発ビル二階
電話（〇七四四―二七―九六〇〇）

5 自衛隊奈良地方連絡部五條募集事務所
五條市今井五丁目一番二二号 サンタウン二階
電話（〇七四七―二一―三七八九）

奈良県告示第三百四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成十六年九月二十七日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月五日

奈良県知事 柿本善也

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
下北山村漁業協同組合	吉野郡下北山村寺垣内	奈内共第十一号 奈内共第十二号 奈内共第十三号 奈内共第十四号	平成十七年三月一日

奈良県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十六年九月二十二日県営土地改良事業（県営ほ場整備事業大柳生地区第一工区）の換地処分をした。

平成十六年十月五日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年九月二十八日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月五日

奈良県知事 柿本善也

協議者

五條市長
榎信晴

事業計画

水と農地活用促進事業（農道整備）
岡地区
平成十六年十月六日から同月二十五日まで
五條市役所

縦覧期間及び場所

五條市長
榎信晴

水と農地活用促進事業（農道整備）
三在地区
平成十六年十月六日から同月二十五日まで
五條市役所

奈良県告示第三百四十五号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十一条第一項の規定により奈良県において実施中の町道の改築工事が次のとおり完了するので、半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年十月五日

奈良県知事 柿本善也

町名	路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
大淀町	中部二四〇号線	吉野郡大淀町大字新野六〇五番地の二から	改築工事	平成十六年十月五日
下市町	馬佐岩森線	吉野郡下市町大字阿知賀三四五四番地の二まで		

奈良県告示第三百四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十月五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理組合の名称
平群町上庄土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
生駒郡平群町上庄五丁目三番七号
- 三 施行地区
生駒郡平群町大字上庄の一部
- 四 事業施行期間
平成六年八月十九日から平成十七年九月三十日まで
- 五 設立認可の年月日
平成六年八月十九日
- 六 変更認可の年月日
平成十六年十月五日

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年十月五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十六年七月六日第七四一四七号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二十八日第六一〇七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月二十八日第三四九一号
- 三 開発区域に含まれる地域
磯城郡田原本町大字千代八五八番地ノ一、八五七番地ノ一の一部、八五七番地ノ二
の一部及び八五八番地ノ二の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町馬見北一丁目五番五一号
内本高雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字千代八五七番地ノ一、八五七番地ノ二及び八五八番地ノ
二の各一部
下水道 磯城郡田原本町大字千代八五七番地ノ一及び八五七番地ノ二の各一部

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年10月5日

奈良県知事 柿本善也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
共通端末機器の借入れ
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県総務部情報システム課
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日
平成16年9月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社
東京都中央区銀座7丁目16番3号
- 5 落札金額 1,802,745円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年8月10日

監査委員公告

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査
（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

平成16年10月5日

奈良県監査委員

第1 監査の概要

1 監査対象事務

「県が事務局を担う団体について」

2 監査の目的

県行政を推進する上で県が関わりをもつ団体は多数存在しており、中でも県が事務局を担っている団体については、様々な目的のもとに県と一体となって事業を実施しているものが多いと思われる。しかしながら、県と団体とは本来別の組織であることから、県職員を団体業務に従事させる方法や事務の区分等について明確にした上で、団体の適正な運営に努めなければならぬ。

そこで、これら団体に対する県の関わりが適切かどうかについて監査を実施する。

3 監査の対象

今回の監査を実施するにあたり、全庁的に、平成14年度において県に事務局を置いていた団体に関する調査を行った。その結果をもとに、事務局員に県職員が就任しており、かつ、平成14年度予算額が300万円以上の28団体を選定し、それらについて所管課である23課（出先機関含む）を監査対象として監査を実施した。

なお、選定した監査対象は、表1のとおりである。

表1 監査対象

部局名		所管課	団体名
総務部	広報広聴課	北方領土返還要求運動奈良県民会議	
	税務課	奈良県税務協議会	
	消防防災課	(財)奈良県消防協会	

企画部	統計課	奈良県統計協会	
地域政策課	国際課	東海南海交流会議	
		日本国際連合協会奈良県本部	
文化観光課	交通政策課	ライトアッププログラムナード・なら実行委員会	
		奈良県国際観光ターミナル地区整備推進協議会	
福祉部	福祉部健康局	リニア中央エクスプレス建設促進奈良県期成同盟会	
		奈良県障害者スポーツ協会	
福祉部こども家庭局	心身障害者福祉センター	奈良県青少年指導員連絡協議会	
生活環境部	青少年課	奈良県簡易水道協会	
	福祉部健康局	生活衛生課	奈良県金融広報委員会
	生活衛生課	県民生活課	奈良県隣保館協議会
農林部	農政課	奈良県交通安全母の会連合会	
		交通安全対策課	奈良県国際農業者交流協会
		農業振興課	奈良県林業改良普及協会

土木部	技術管理課	奈良県建設技術協会
	道路建設課	奈良県道路利用者会議
		道路整備促進期成同盟会奈良県協議会
		奈良県市町村道整備促進期成同盟会
	道路維持課	奈良県道路協会
	河川課	奈良県治水砂防協会
	都市計画課	奈良県街路事業促進協議会
	生涯学習課	奈良県美術展覧会実行委員会
		奈良県社会教育委員連絡協議会
		(財)奈良県体育協会
保健体育課	奈良県学校保健会	
合計	28団体	

4 監査の実施方法
 監査対象の所管課に対し関係書類の調査及び職員からの聞き取り調査を行った。
 5 監査の着眼点
 監査の実施にあたっては、次の項目を着眼点とした。
 (1) 補助金等交付事務は適正に行われているか。

(2) 団体の事務と県の事務の区分は明確になっているか。
 (3) 県が事務局を担う必要があるか。
 第2 監査の結果
 1 団体の状況
 (1) 設立目的等
 各団体の設立目的について見ると、税務、観光、福祉、農林業、土木、教育等、県行政の各分野にわたっている。活動内容については、県の事業そのものを実施するためのものや県の行政を円滑に推進するためのものから、会員相互の資質向上を図るためのもの等多岐にわたっており、様々であることが認められた。また活動形態については、これら目的を達成するために、県と一体的に、また市町村との連携のもとに、さらには県域を越えた広域的な連携のもとに活動を行っている。
 (2) 役員への就任状況
 県職員(一般職)が役員に就任している団体は17団体であり、就任していない11団体を上回っている。
 また県職員(一般職)が役員に就任していない団体の中には、特別職が就任しているものが2団体ある。

表2 県職員の団体役員への就任状況

団体数	就任している県職員数(計28団体)					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
11(2)	8(3)	4(2)	1	1	3(1)	

※括弧内書きは、特別職が役員に就任している団体
 (3) 事務局の構成
 事務局員数については、4人の団体が8団体と最も多くなっている。

事務局の構成については、県職員のみが18団体、県職員と団体職員で構成されている団体が10団体となっている。
また、事務局長に県職員が就任している団体は20団体である。

表3 事務局の構成

事務局員数	団体数	事務局員のうち県職員							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
1人	1	1	—	—	—	—	—	—	—
2人	1	—	1	—	—	—	—	—	—
3人	3	—	—	3	—	—	—	—	—
4人	8	—	—	2	6	—	—	—	—
5人	4	—	—	—	2	2	—	—	—
6人	4	—	—	—	—	2	2	—	—
7人	1	—	—	—	—	—	1	0	—
8人以上	6	—	—	—	—	—	—	1	3
計	28	1	1	5	8	4	3	1	5

※ [] は事務局員が県職員のみ

(4) 平成14年度収支の状況

平成14年度の決算額については、28団体の歳入合計額は477,640千円となっており、歳出合計額の442,463千円を35,177千円上回っている。

また団体別に見ると、500万円以上1,000万円未満の団体が13団体と最も多く、半数近くを占めている。

表4 歳入・歳出の状況

(単位：千円)

区分	団体数	歳入 (合計)		歳出 (合計)		繰越金 (合計)
		うち県から	歳入に占める割合			
500万円未満	8	31,078	12,670	40.8%	26,226	4,852
500万円以上1,000万円未満	13	91,161	24,006	26.3%	76,515	14,646
1,000万円以上2,000万円未満	4	63,240	29,554	46.7%	55,941	7,299
2,000万円以上	3	292,161	239,373	81.9%	283,781	8,380
合計	28	477,640	305,603	64.0%	442,463	35,177

平成14年度末における繰越金の合計額は、35,177千円であり、歳出決算額442,463千円を35,177千円上回っている。
また団体別に見ると、1,000万円未満の団体が13団体と最も多くなっている。

表5 繰越金の状況

(単位：千円)

区分	団体数	合計額
----	-----	-----

100万円未満	17	7,200
100万円以上200万円未満	5	6,702
200万円以上300万円未満	2	4,852
300万円以上400万円未満	3	9,729
400万円以上500万円未満	0	0
500万円以上	1	6,694
合 計	28	35,177

(5) 県からの収入(補助金・負担金・委託料)の状況

24団体に県から補助金、負担金、委託料のいずれかの収入があり、これらの総額は305,603千円となっている。

種別毎の状況を見ると、補助金については16団体に対して総額61,368千円が交付されている。その内訳は運営費補助金が14団体で49,950千円、事業費補助金が4団体で11,418千円であり、2団体に対して運営費補助金と事業費補助金の両方が交付されている。

負担金については構成員としての会費であり、9団体に対して総額29,657千円が交付されている。

委託料については2団体に対して交付されており、いずれも県の業務委託であり、交付額についても各々10,000千円以上となっている。

表6 種別毎の状況

(単位：千円)

補助金	負担金	委託料
-----	-----	-----

区分	団体			合計		
	金額	構成比	団体数	金額	構成比	団体数
100万円未満	3,880	6.3%	3	1,207	4.1%	—
100万円以上500万円未満	19,048	31.0%	4	10,500	35.4%	—
500万円以上1,000万円未満	—	—	1	5,450	18.4%	—
1,000万円以上	38,440	62.7%	1	12,500	42.1%	2
合 計	61,368	100.0%	9	29,657	100.0%	2

2 監査結果

(1) 補助金等の交付事務について

団体に対する財政面における関わりについて、県による補助金、負担金及び委託料の交付事務に関して監査を行ったが、おおむね適正な処理がなされていると認められた。なお、補助金の実績報告について、事業費のみの記載にとどまり支出明細の記載がないものが3団体あった。今後は、支出内容を具体的に記載させ、交付目的どおりに支出されているかどうか確認することとされたい。

(2) 団体の事務と県の事務の区分について

団体の事務と県の事務の区分については、おおむね適正に整理されていた。なお、団体業務に従事する県職員に対する経費の支給、服務関係、県庁舎の使用の3つの観点から行った監査の結果は以下のとおりである。

(ア) 団体業務に従事する県職員に対する経費の支給について
 団体業務に係る経費を県が負担することは、補助金等とともに団体に対する財政的な支援と考えられることから、それらを県が負担することについては根拠を明確にしなければならない。

県職員に対する旅費及び時間外勤務手当の支給について監査を行ったところ、旅費の支給状況は、県から支給されているものが9団体、団体から支給されて

いるものが9団体、県及び団体双方から支給されているものが9団体であった。また時間外勤務手当の支給状況は、県から支給されているものが17団体であった。

このように、団体業務に従事する県職員に対する経費の支給については、団体により異なっており、県と団体との間の負担区分が明確化されていない。今後は、県と団体との間の業務の明確化とあわせ、経費負担の根拠を明確にしたい。

(イ) 服務関係について

地方公共団体の職員には、地方公務員法第35条の規定により職務に専念する義務が課せられていることから、職員を団体の業務に従事させる場合は、職務専念義務との関係を考慮しなければならない。

地方公共団体の職員が団体の業務に従事する場合は、職務命令による方法と職務専念義務免除の承認による方法があるとされる。

職務命令に関しては、当該団体の業務が公務とみなされる場合に、団体の業務に従事させることができるとされている。

職務専念義務免除の承認に関しては、「職務に専念する義務の特例に関する条例」、「職務に専念する義務の特例に関する規則」及び「奈良県職員服務規程」に定められており、団体の業務に従事することが行政の運営上特に必要と認められる場合は任命権者の承認を受けて当該業務に従事させることができるとされている。

今回の監査対象の所管課については、団体業務に従事させるにあたり職務専念義務免除の承認の手続きがとられているところはなかった。いずれの所管課においても、職務命令によって団体の業務を行っていると認められるが、このためには、当該団体の業務が公務とみなされる場合でなければならぬとされていることから、改めて県職員が従事する業務内容について精査されたい。

なお、職務専念義務免除の承認を受け、団体業務に従事する場合は、団体業務に伴う災害が公務災害補償の対象外となる問題があることを考慮すべきである。

(ウ) 県庁舎の使用について

行政財産は、地方自治法第238条の4第4項の規定によりその用途又は目

的を妨げない限度においてその使用を許可することができることされており、本県においては「奈良県公有財産規則」及び昭和39年9月8日管第76号総務部長通知別紙3「奈良県公有財産規則の施行について」に必要な事項が定められている。

行政財産について目的外使用を許可することができる範囲は、上記「奈良県公有財産規則の施行について」第3の3(1)に定められているが、団体に対して使用許可できる場合としては、「ウ 県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するために使用させる場合」が該当する。

団体が執務場所として行政財産である県庁舎を使用する場合は、上記各規定に基づき行政財産の使用許可がとられなければならないところ、10団体(表3参照)のうち3団体において職員の執務場所について許可がとられていなかった。

当該3団体の所管課においては、「奈良県公有財産規則」等に基づき、行政財産の目的外使用について必要な手続きをとられたい。

(3) 県が事務局を担うことについて

(ア) 事務局の設置に関する規定について

事務局の設置について、各団体の規約等を調査したところ、3団体について設置に関する規定がなく、また2団体について設置場所が県以外となっているにも拘わらず、県に事務局が設置されていた。

これらについては、規定を整理し県に事務局を設置することについて根拠が明確になるよう指導されたい。

(イ) 県が事務局を担う必要性について

県が団体の事務局を担うことについては必要性が認められるところであるが、今後の方向性については、具体的に事務局を移管する方向で検討を行っている団体が2団体で、残りの26団体については、現行どおり県が事務局を担うとの回答であり、中には積極的な検討を行っていないものも見受けられた。

行政運営上の必要から設立されたとはいえ、設立後30年以上経過している団体もあり、その間、社会情勢の変化に伴いそれぞれ果たすべき役割も変化していると思われることから、今後も県が事務局を担う必要があるのか、団体に

対する県の関わりのある方等について検討されたい。

(4) 所管課による検査について

所管課による検査については、実施されているのは2団体であった。残りの26団体についても団体の適切な運営を確保するため、所管課として適宜必要な指導等を行っていく必要があると考える。特に公益法人については、平成6年3月23日文学第713号「公益法人の検査に関する事務処理規程」により、少なくとも3年に1回立入検査を実施するよう求められていることから、早急の実施について検討されたい。

第3 まとめ

今回の監査は、県に事務局を置いている団体のうち、事務局員に県職員が含まれており、かつ、平成14年度予算額が300万円以上の団体の所管課に対して、団体と県の事務の区分等、団体に対する県の関わりについて実施したが、それ以外の団体についても、この機会に、団体に対する県の関わりを再点検し、団体の適正な運営に努めることを望むものである。

〈付表1〉 団体の概要(1)

〈付表2〉 団体の概要(2)

<付表1> 団体の概要(1)

部局名	所管課	団体名	設立年度	設立目的	主な活動内容
総務部	広報広聴課	北方領土返還要求運動奈良県民会議	昭和60	我が国固有の領土である北方領土の返還促進について、県民意識の高揚を図る。	・北方領土返還要求運動に関する情報及び資料の収集及び提供 ・県民大会並びに講演会及び研修会の開催等 ・税務に関する法令及び実務の研究等
	税務課	奈良県税務協議会	昭和42	防火思想を普及し消防施設の改善と消防活動の強化を図り、もって社会の災厄を防止し、公共の福祉増進に寄与する。	・消防団体の事業に対する協力 ・防火思想の普及徹底 ・消防に対する調査研究及び指導等 ・統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施 ・統計機関調査及び統計に関する図書等の発行 ・各種統計関係団体等の育成及び指導等 ・情報収集、調査研究及び広報啓発 ・関係方面への陳情及び要望活動 ・関係団体との連絡及び調整等 ・国際連合並びに国際問題に関する知識の普及 ・共通の目的を有する内外諸団体との連絡及び提携等
	消防防災課	(財)奈良県消防協会	昭和41	統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与する。	・本事業の実施に必要な計画作成及び準備 ・インターネット・ホームページの整備推進に関する事業等 ・広報、イベント等 ・国際観光ツアー地区の整備推進に関する事業等
	統計課	奈良県統計協会	昭和2	近畿圏と中部圏との連携を強化し、21世紀に向けた西日本の広域経済文化圏の形成を図るため、紀伊半島中央部を横断し、太平洋新国土軸の主要な部分を構成する東海南海連絡道の早期実現を推進する。 ・国民運動として、国際連合の目的実現に協力する。 ・国民の間で、世界連帯観念を普及し、国際協力を促進する。 ・世界平和の確立及び国際問題の解決に寄与する。 ・インターネット・ホームページを充実するために必要な事業を推進する。	・本事業の実施に必要な計画作成及び準備 ・インターネット・ホームページの整備推進に関する事業等 ・広報、イベント等 ・国際観光ツアー地区の整備推進に関する事業等
企画部	地域政策課	東海南海交流会議	平成8	「関西外客来訪促進計画」に基づき、奈良県における外国人観光客の受け入れ体制等を一体的に整備推進し、国際観光の振興を図る。	・国内、政府等関係機関に対する要望 ・建設促進に関する広報啓発等 ・建設促進に関する情報収集及び調査研究等 ・各種障害者スポーツ大会の開催と奨励 ・各スポーツカー、障害者スポーツ指導者の育成 ・全国大会及び国際大会への参加等 ・指導員相互の連絡及び活動状況の交換 ・青少年の健全育成についての研究協議 ・関係機関及び関係団体との連絡提携等 ・関係機関の指導、資料の提供 ・施設管理の指導、資料の提供 ・後援会、講習会及び県学芸会等の開催等 ・広報又は消費者教育活動 ・調査研究活動 ・育成活動等
	国際課	日本国際連合協会奈良県本部	昭和24	インターネット・ホームページを充実するために必要な事業を推進する。	・本事業の実施に必要な計画作成及び準備 ・インターネット・ホームページの整備推進に関する事業等 ・広報、イベント等 ・国際観光ツアー地区の整備推進に関する事業等
	文化観光課	インターネット・なら実行委員会	平成11	障害者スポーツの振興と障害者の社会参加の促進を図ることにより、障害者福祉の増進に寄与する。	・国内、政府等関係機関に対する要望 ・建設促進に関する広報啓発等 ・建設促進に関する情報収集及び調査研究等 ・各種障害者スポーツ大会の開催と奨励 ・各スポーツカー、障害者スポーツ指導者の育成 ・全国大会及び国際大会への参加等 ・指導員相互の連絡及び活動状況の交換 ・青少年の健全育成についての研究協議 ・関係機関及び関係団体との連絡提携等 ・関係機関の指導、資料の提供 ・施設管理の指導、資料の提供 ・後援会、講習会及び県学芸会等の開催等 ・広報又は消費者教育活動 ・調査研究活動 ・育成活動等
	交通政策課	リニア中央エクスプレス建設促進奈良県期成同盟会	昭和54	指導員相互の連絡協議及び青少年の健全育成に関する諸問題の研究協議を行うとともに、奈良県青少年対策の基本姿勢及び本協議会基本方針にのっとり、指導員活動の推進を図る。管理の適正化を図るために会員相互の緊密な連絡を保ち、簡易水道事業の進捗のための必要な活動を行う。	・国内、政府等関係機関に対する要望 ・建設促進に関する広報啓発等 ・建設促進に関する情報収集及び調査研究等 ・各種障害者スポーツ大会の開催と奨励 ・各スポーツカー、障害者スポーツ指導者の育成 ・全国大会及び国際大会への参加等 ・指導員相互の連絡及び活動状況の交換 ・青少年の健全育成についての研究協議 ・関係機関及び関係団体との連絡提携等 ・関係機関の指導、資料の提供 ・施設管理の指導、資料の提供 ・後援会、講習会及び県学芸会等の開催等 ・広報又は消費者教育活動 ・調査研究活動 ・育成活動等
福祉部	心身障害者福祉センター	奈良県障害者スポーツ協会	平成13	金庫に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって県民経済の健全な発展に資する。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰
	青少年課	奈良県青少年指導員連絡協議会	昭和39	市町村母の会の連絡調整を図るとともに、すべての母親の力を結集して「交通安全は家庭から」の実践を促進し交通事故のない明るい社会の実現に寄与する。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰
	福祉部こども数直局	奈良県簡易水道協会	昭和29	同和問題の早期解決を期するため、県保館の運営及び事業の推進等についての研究協議を行うとともに、隣保館相互の連携を密にする。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰
	福祉部健康局	生活衛生課	奈良県簡易水道協会	昭和29	市町村母の会の連絡調整を図るとともに、すべての母親の力を結集して「交通安全は家庭から」の実践を促進し交通事故のない明るい社会の実現に寄与する。
生活環境部	県民生活課	奈良県金融広報委員会	昭和27	市町村母の会の連絡調整を図るとともに、すべての母親の力を結集して「交通安全は家庭から」の実践を促進し交通事故のない明るい社会の実現に寄与する。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰
	人権施策課	奈良県隣保館協議会	昭和46	市町村母の会の連絡調整を図るとともに、すべての母親の力を結集して「交通安全は家庭から」の実践を促進し交通事故のない明るい社会の実現に寄与する。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰
	交通安全対策課	奈良県交通安全母の会連合会	昭和46	市町村母の会の連絡調整を図るとともに、すべての母親の力を結集して「交通安全は家庭から」の実践を促進し交通事故のない明るい社会の実現に寄与する。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰
	農業振興課	奈良県国際農業者交流協会	昭和37	市町村母の会の連絡調整を図るとともに、すべての母親の力を結集して「交通安全は家庭から」の実践を促進し交通事故のない明るい社会の実現に寄与する。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰
農林部	林政課	奈良県林業改良普及協会	昭和28	市町村母の会の連絡調整を図るとともに、すべての母親の力を結集して「交通安全は家庭から」の実践を促進し交通事故のない明るい社会の実現に寄与する。	・市町村母の会を行う事業に対する連絡調整 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰 ・奈良県市町村母の会及びその会員並びに交通切符者の表彰

部局名	所管課	団体名	設立年度	設立目的	主な活動内容	
土木部	技術管理課	奈良県建設技術協会	昭和21	奈良県内に勤務する建設技術関係者の長期的な回結により、建設関係施策の確立を促進するとともに、建設技術関係者の技術水準及び地位の向上をはかり、その進歩発展に寄与する。 全員の秘密に基づき、道路の整備改善を促進する。	建設関係施策の確立ならびに建設技術水準の向上 建設技術関係者の地位の向上ならびに待遇の改善 会報その他印刷物の刊行及び研究会、講習会の開催等 道路の整備改善を促進するために必要な諸種の活動 道路整備の必要性の啓蒙宣伝に関する事業等	
		奈良県道路利用者会	昭和24		・国及び関係機関に対する陳情、請願等 ・道路整備の必要性の啓蒙及び宣伝 ・道路整備促進に関する諸団体との交流及び調査研究等	
	道路建設課	奈良県道整備促進期成同盟会奈良県協議会	昭和58	わが国の道路整備の現状に鑑み、県内各地の道路整備促進期成同盟会等相互の連帯と協調を図り、もって、道路予算の拡充、道路の整備促進に寄与する。 県内の市町村道整備を強力に促進するための道路財源の確保、道路予算の拡大について積極的な活動を行う。	・市町村道整備に必要な調査研究 ・啓蒙宣伝並びに関係機関への要望、陳情等 ・道路に関連する各種団体との連絡調整等 ・企画、調査及び研究。宣伝及び啓蒙、図書等の印刷	
		奈良県市町村道整備促進期成同盟会	平成5	(社)日本道路協会と密接な連絡を図り、道路政策を研究し、道路に関する知識の普及、道路及び道路交通の発達を促進する。	・各種団体に対する協力等 ・治水並びに砂防に関する事項の研究及び普及 ・関係機関への連絡及び建議 ・治水並びに砂防事業に関する切実者の表彰等	
	道路維持課	奈良県道路協会	平成5	県内における治水並びに砂防事業の普及と促進を図るとともに、天災を未然に防止し、天災を活用し奈良県の治水並びに砂防事業の発展を図る。	・政府、関係官庁及びその他の関係機関に対する要望 ・必要な広報宣伝及び情報交換等	
	河川課	奈良県治水砂防協会	昭和31	都市の健全な発展と安全かつ円滑な都市内交通の確保を図るため、都市計画街路の速やかな整備、充実を積極的に促進する。	・美術展覧会を開催するための事業	
	都市計画課	奈良県街路事業促進協議会	平成4	県民の美術に対する関心を高め、生涯学習の一助とするとともに、新進作家の登竜門として奈良県美術展覧会を開催する。		
	教育委員会	生涯学習課	奈良県美術展覧会実行委員会	平成14	社会教育法第17条に定める社会教育委員の職務について連絡協議し、もって県内の社会教育の推進を図る。	・県及び市町村社会教育委員相互の連絡調整 ・社会教育の振興に関する調査研究 ・教育委員会に答申する社会教育関係資料の作成等
			奈良県社会教育委員連絡協議会	昭和38	奈良県における体育の振興とスポーツの普及を図り、県民の体力を向上させる。	・県民の体力向上に関する根本方針の確立 ・体育大会、講習会の開催 ・体育思想の宣伝、啓蒙等
		保健体育課	(財)奈良県体育協会	昭和21	奈良県における学校保健の振興を図る。	・各種大会、講習会、研究発表会等の開催 ・調査、統計及び資料の作成 ・学校保健に関する事業への参加及び後援等
合計		奈良県学校保健会	昭和29			

<付表2> 団体の概要(2)

(単位:人、千円)

部局名	所管課	団体名	役員数		事務局員数		H14年度歳出決算額				H14年度歳入決算額				県費の割合	その他			
			うち県職員数	うち特別職	うち県職員数	プロパー	合計	事業費	繰越金	その他	合計	県費計	負担金	補助金			委託料		
総務部	広報広聴課	北方領土返還要求運動奈良県民会議	22	0	4	3	0	7,192	6,742	450	0	7,192	700	0	700	0	9.7%	6,492	
	総務課	奈良県税務協議会	9	4	10	10	0	5,698	4,922	776	0	5,698	5,450	5,450	0	0	95.6%	248	
	消防防災課	(財)奈良県消防協会	26	1	0	0	0	25,557	25,003	554	0	25,557	11,440	0	11,440	0	44.8%	14,117	
	統計課	奈良県統計協会	22	3	1	5	5	22,186	14,992	6,694	500	22,186	600	0	600	0	2.7%	21,586	
企画部	地域政策課	東海南海交流会議	13	2	1	4	4	7,253	6,086	1,167	0	7,253	2,800	2,800	0	0	38.6%	4,453	
	国際課	日本国際連合協会奈良県本部	29	5	3	8	7	6,549	5,681	868	0	6,549	3,000	0	3,000	0	45.8%	3,549	
	文化観光課	ライトアッププログラム「なら実行委員会」	4	1	0	4	4	19,059	18,837	222	0	19,059	12,500	12,500	0	0	65.6%	6,559	
	交通政策課	奈良県国際観光ツアー地区整備推進協議会	4	1	1	6	6	4,823	4,201	622	0	4,823	1,400	1,400	0	0	29.0%	3,423	
福祉部	心身障害者福祉センター	リニア中央エクスプレス建設促進奈良県期成同盟会	25	2	2	8	8	8,162	3,446	2,716	2,000	8,162	4,029	2,500	1,529	0	0	49.4%	4,133
	青少年課	奈良県障害者スポーツ協会	20	7	0	6	6	19,090	18,638	452	0	19,090	16,444	0	2,199	14,245	86.1%	2,646	
	生活衛生課	奈良県簡易水道協会	7	1	0	5	4	7,578	2,158	1,362	4,058	7,578	0	0	0	0	0.0%	7,578	
	県民生活課	奈良県金銀広報委員会	25	4	3	6	5	6,675	5,625	1,050	0	6,675	707	707	0	0	10.6%	5,968	
農林部	人権施策課	奈良県障がい者協議会	12	0	0	1	1	6,524	3,898	541	2,085	6,524	1,300	0	1,300	0	19.9%	5,224	
	交通安全対策課	奈良県交通安全母の会連合会	47	0	0	5	5	3,245	3,245	0	0	3,245	3,000	0	3,000	0	92.4%	245	
	農業振興課	奈良県国際農業者交流協会	24	2	0	4	4	5,798	5,188	381	229	5,798	1,650	0	1,650	0	28.5%	4,148	
農林部	林政課	奈良県林業改良普及協会	39	6	1	3	3	3,128	1,359	809	960	3,128	500	0	500	0	16.0%	2,628	

部局名	所管課	団体名	役員数		事務局員数		H14年度歳出決算額				H14年度歳入決算額				県費の割合	その他				
			うち県職員数	うち特別職	プロパー	合計	事業費	繰越金	その他	合計	県費計									
											負担金	補助金	委託料							
土木部	技術管理課	奈良県建設技術協会	23	15	0	5	4	○	12,071	8,252	3,382	437	12,071	0	0	0	0%	12,071		
		奈良県道路利用者会議	20	0	0	4	4	8,923	6,932	1,991	0	8,923	570	0	570	0	0	6.4%	8,353	
	道路建設課	道路整備促進期成同盟会奈良県協議会	31	0	0	4	4	13,020	9,777	3,243	0	13,020	610	0	610	0	0	4.7%	12,410	
		奈良県市町村道整備促進期成同盟会	9	0	0	4	4	7,045	3,941	3,104	0	7,045	0	0	0	0	0%	7,045		
	道路維持課	奈良県道路協会	7	2	0	3	3	3,617	2,972	645	0	3,617	200	200	0	0	0	5.5%	3,417	
	河川課	奈良県治水砂防協会	26	1	0	7	6	8,027	6,198	0	1,829	8,027	0	0	0	0	0%	8,027		
	都市計画課	奈良県街路事業促進協議会	11	0	0	9	9	4,052	1,716	2,136	200	4,052	300	0	0	0	7.4%	3,752		
	教育委員会	生涯学習課	奈良県美術展覧会実行委員会	9	3	0	3	3	5,737	5,497	240	0	5,737	3,800	3,800	0	0	0	66.2%	1,937
			奈良県社会教育委員連絡協議会	7	0	0	4	3	4,012	3,148	231	633	4,012	2,500	0	2,500	0	0	62.3%	1,512
		保健体育課	(財)奈良県体育協会	30	2	1	17	12	244,418	236,667	1,132	6,619	244,418	227,333	0	27,000	200,333	93.0%	17,085	
		奈良県学校保健会	61	1	0	9	8	4,134	3,520	223	391	4,134	900	0	900	0	0	21.8%	3,234	
合計							477,640	422,522	35,177	19,941	477,640	305,603	29,657	61,368	214,578	64.0%	172,037			

(単位:人、千円)

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。